

平成二十九年十一月十七日受領
答 弁 第 二 六 号

内閣衆質一九五第二六号

平成二十九年十一月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員初鹿明博君提出選挙期間中の情勢調査の公表記事に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出選挙期間中の情勢調査の公表記事に関する質問に対する答弁書

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四百四十八条第一項においては、新聞紙、雑誌の報道及び評論等の自由について規定されており、また、同法第百五十一条の三においては、選挙放送の番組編集の自由について規定されているところであり、報道機関は、これらの規定を踏まえて各選挙における報道を自らの判断により行っているものと考えている。

お尋ねの「報道の自由に配慮しつつも、禁止すべき」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いづれにせよ、同法第百三十八条の三に規定されている人気投票の公表の禁止のほか新たに制限を設けることについては、報道の自由との関係を含め、必要があれば各党各会派において十分に議論していただくべきものと認識している。